十八の二　国際協力排出削減量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第八項に規定する国際協力排出削減量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務	十八の二　算定割当量（地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二条第七項に規定する算定割当量その他これに類似するものをいう。以下同じ。）の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務
十八の三～二十　（略）	十八の三～二十　（略）
5・6　（略）	5・6　（略）
（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）	（法第十条第一項第十号の事業を行う農業協同組合連合会の子会社の範囲等）
第六十七条　（略）	**第六十七条**　（略）
2　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（農業協同組合のために行うものを含む。）とする。	2　法第十一条の六十八第二項第二号の農林水産省令で定める業務は、次に掲げる業務（農業協同組合のために行うものを含む。）とする。
一～二十四　（略）	一～二十四　（略）

○国土交通省令第百二十号

内航海運業法（昭和二十七年法律第百五十一号）第十一条第二項、航空法（昭和二十七年法律第二百三十一号）第四十七条第一項（同法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）、第百条第二項第二号及び第百九条第四項、鉄道事業法（昭和六十一年法律第九十二号）第十八条の三第二項（同法第三十八条及び軌道法（大正十年法律第七十六号）第二十六条において準用する場合を含む。）、貨物自動車運送事業法（平成元年法律第八十三号）第十六条第二項並びに民間の能力を活用した国管理空港等の運営等に関する法律（平成二十五年法律第六十七号）第十六条に基づき、内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令を次のように定める。

令和七年十二月十五日

国土交通大臣　金子　恭之

内航海運業法施行規則等の一部を改正する省令

（内航海運業法施行規則の一部改正）

第一条　内航海運業法施行規則（昭和二十七年運輸省令第四十二号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正後欄に掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定は、これを加える。

改正後	改正前
（安全管理規程の内容）	（安全管理規程の内容）
第十三条　（略）	**第十三条**　（略）
2　その機能が停止し、又は低下した場合に国民生活又は経済活動に重大な影響を及ぼすおそれが生ずる内航運送をする内航海運業者であつて電子計算機（その機能が停止し、又は低下した場合に輸送の安全の確保に著しく支障を及ぼすおそれが生ずるものに限る。）を使用する者として国土交通大臣が定める者にあつては、前項各号に掲げるもののほか、当該電子計算機に係るサイバーセキュリティ（サイバーセキュリティ基本法（平成二十六年法律第百四号）第二条に規定するサイバーセキュリティをいう。）の確保に関する事項を記載しなければならない。	（新設）

（航空法施行規則の一部改正）

第二条　航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（空港等の機能の確保に関する基準）	（空港等の機能の確保に関する基準）
第九十二条　法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。	**第九十二条**　法第四十七条第一項（法第五十五条の二第三項において準用する場合を含む。）の国土交通省令で定める空港等の機能の確保に関する基準は、次のとおりとする。
一～二十　（略）	一～二十　（略）

二十四の二　国際協力排出削減量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務	二十四の二　算定割当量の取得若しくは譲渡に関する契約の締結又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務
二十四の三　次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務	二十四の三　次に掲げる取引又はその媒介、取次ぎ若しくは代理を行う業務
イ　当事者が数量を定めた国際協力排出削減量について当該当事者間で取り決めた国際協力排出削減量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引	イ　当事者が数量を定めた算定割当量について当該当事者間で取り決めた算定割当量の相場に基づき金銭の支払を相互に約する取引その他これに類似する取引
ロ　（略）	ロ　（略）
二十五～二十七　（略）	二十五～二十七　（略）

附　則

この省令は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律附則第一条第二号に掲げる規定の施行の日（令和八年一月一日）から施行する。